

鹿 児 島 県 公 報

令和 2 年 10 月 20 日 (火) 第 151 号



発 行 鹿 児 島 県
〒890-8577 鹿児島市鴨池新町10番1号
編 集 総 務 部 学 事 法 制 課
定 例 発 行 日 (毎 週 火 , 金)

目 次

(※については例規集掲載事項)

ページ

告 示

- 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定自立支援医療機関の指定の辞退 (障害福祉課取扱い) 1
- 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定自立支援医療機関の指定 (2件) (障害福祉課取扱い) 2
- 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定自立支援医療機関の指定の更新 (2件) (障害福祉課取扱い) 2
- 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定自立支援医療機関の変更事項の届出 (2件) (障害福祉課取扱い) 3
- 介護保険法に基づく指定居宅サービス事業者の指定 (高齢者生き生き推進課取扱い) 4
- 介護保険法に基づく指定介護予防サービス事業者の指定 (高齢者生き生き推進課取扱い) 5
- 肥料の登録の有効期間の更新 (経営技術課取扱い) 5
- 収去飼料の試験結果の公表 (畜産課取扱い) 5
- 公共測量の実施 (2件) (監理課取扱い) 7
- 道路の区域の変更 (道路維持課取扱い) 7
- 児童福祉法に基づく指定障害児通所支援事業者の指定 (南薩地域振興局取扱い) 7
- 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス事業者の指定 (南薩地域振興局取扱い) 7
- 道路の位置指定 (始良・伊佐地域振興局取扱い) 8

公 告

- 令和 2 年度ふぐ調理師試験公告 (生活衛生課取扱い) 8
- 一般競争入札公告 (工業技術センター取扱い) 9

公 安 委 員 会 告 示

- 遊技機の型式の検定の告示 (生活安全企画課取扱い) 12

告 示

鹿児島県告示第900号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律 (平成17年法律第123号) 第65条の規定により, 指定自立支援医療機関から次のとおり指定の辞退の申出があった。

令和 2 年 10 月 20 日

鹿児島県知事 塩田康一

薬 局		辞退年月日	自立支援医療の種類
名 称	所 在 地		
ヘルシー薬局	始良郡湧水町般若寺1480番地1	平成30年6月30日	精神通院医療
くるみ薬局	始良郡湧水町米永585番地21号	令和元年8月31日	精神通院医療
いむた薬局	薩摩川内市祁答院町藺牟田	令和元年	精神通院医療

	2108番地 2	11月 1 日	
--	----------	---------	--

鹿児島県告示第901号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第54条第2項の規定により、次のとおり指定自立支援医療機関として指定した。

令和 2 年 10 月 20 日

鹿児島県知事 塩田康一

薬 局		指定年月 日	自立支援医療 の種類
名 称	所 在 地		
きたもと薬局	鹿児島市鴨池新町 6 番 4 号ベ イサイド錦江ビル 1 階	令和元年 11月 1 日	精神通院医療
白男川薬局かもいけ店	鹿児島市真砂町34番 3 号	令和元年 11月 1 日	精神通院医療
いむた薬局	薩摩川内市祁答院町藺牟田 2108-2	令和元年 11月 1 日	精神通院医療
くるみ薬局	始良郡湧水町米永585番地21 号	令和元年 11月 1 日	精神通院医療

鹿児島県告示第902号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第54条第2項の規定により、次のとおり指定自立支援医療機関として指定した。

令和 2 年 10 月 20 日

鹿児島県知事 塩田康一

薬 局		指定年月 日	自立支援医療 の種類
名 称	所 在 地		
阪神調剤薬局日置店	日置市伊集院町妙円寺一丁目 1-6	令和 2 年 9 月 1 日	育成医療・更 生医療
こころ調剤薬局	薩摩川内市東聞開町 6 番 20 号	令和 2 年 9 月 1 日	育成医療・更 生医療

鹿児島県告示第903号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第60条第1項の規定により、次のとおり指定自立支援医療機関の指定を更新した。

令和 2 年 10 月 20 日

鹿児島県知事 塩田康一

病院 又は 診療所		更新年月 日	自立支援医療 の種類
名 称	所 在 地		
かごしまたんぽぽ小児科	鹿児島市東郡元町 5 番 21 号 1 F	令和元年 11月 1 日	精神通院医療
妙智心の診療所	鹿児島市花尾町3853-19	令和元年 11月 1 日	精神通院医療

鹿児島県告示第904号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第60条第1項の規定により、次のとおり指定自立支援医療機関の指定を更新した。

令和 2 年 10 月 20 日

鹿児島県知事 塩田康一

薬 局		更新年月 日	自立支援医療 の種類
名 称	所 在 地		
海星薬局平川店	鹿児島市平川町1580番地の 1	令和元年	精神通院医療

		11月1日	
海星薬局	鹿児島市坂之上七丁目33番57号	令和元年 11月1日	精神通院医療
とまと薬局西陵店	鹿児島市西陵5-12-5	令和元年 11月1日	精神通院医療
イオン薬局鹿児島店	鹿児島市東開町7	令和元年 11月1日	精神通院医療
つむぎ薬局	鹿児島市東郡元町5-15	令和元年 11月1日	精神通院医療
スター調剤薬局西谷山店	鹿児島市下福元町615-30	令和元年 11月1日	精神通院医療
ゆうゆう薬局紫原店	鹿児島市紫原二丁目13番8号	令和元年 11月1日	精神通院医療
有限会社チェリー調剤薬局	指宿市湊二丁目24番10号	令和元年 11月1日	精神通院医療
健美堂薬局串木野店	いちき串木野市曙町95番	令和元年 11月1日	精神通院医療
つばさ薬局	熊毛郡屋久島町安房410番地 214	令和元年 11月1日	精神通院医療

鹿児島県告示第905号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第64条の規定により、指定自立支援医療機関から次のとおり変更があった旨の届出があった。

令和2年10月20日

鹿児島県知事 塩田康一

医療機関の名称及び所在地	変更事項	変 更 内 容		自立支援医療 の種類
		変 更 前	変 更 後	
西田橋有馬病院 鹿児島市平之町1-27	名称	医療法人高治 会内科有馬病 院	西田橋有馬病 院	精神通院医療
たついきクリニック 鹿児島市玉里団地三丁目26 -12	名称	宇根クリニッ ク	たついきクリ ニック	精神通院医療
医療法人徳洲会山川病院 指宿市山川小川1571	名称	山川病院	医療法人徳洲 会山川病院	精神通院医療
医療法人浩然会指宿浩然会 病院 指宿市十町1130番地	所在地	指 宿 市 十 町 1145	指 宿 市 十 町 1130番地	精神通院医療
フクダ医院 鹿屋市寿三丁目11番2号	名称	福田病院	フクダ医院	精神通院医療
医療法人徳洲会中種子クリ ニック 熊毛郡中種子町野間6481番 地1	名称	中種子クリニ ック	医療法人徳洲 会中種子クリ ニック	精神通院医療
セレン薬局鴨池店 鹿児島市鴨池新町11番23号	名称	きたもと薬局	セレン薬局鴨 池店	精神通院医療
スター調剤薬局西谷山店 鹿児島市西谷山三丁目1番 10号	所在地	鹿児島市下福 元町615-30	鹿児島市西谷 山三丁目1番 10号	精神通院医療
まこと薬局	所在地	日置市伊集院	日置市伊集院	精神通院医療

日置市伊集院町郡一丁目 68 番地 2 号室		町郡二丁目 74 番地	町郡一丁目 68 番地 2 号室	
スマイル薬局出水店 出水市六月田町 360 番 3	所在地	出水市六月田町 364 番地	出水市六月田町 360 番 3	精神通院医療
さくらの杜薬局 霧島市牧園町高千穂 3617 番地 35	所在地	霧島市牧園町高千穂 3617 番地 131	霧島市牧園町高千穂 3617 番地 35	精神通院医療
とぞか薬局隼人店 霧島市隼人町真孝 1001 番 1	所在地	霧島市隼人町真孝 845 番地 5	霧島市隼人町真孝 1001 番 1	精神通院医療

鹿児島県告示第 906 号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成 17 年法律第 123 号）第 64 条の規定により、指定自立支援医療機関から次のとおり変更があった旨の届出があった。

令和 2 年 10 月 20 日

鹿児島県知事 塩田康一

医療機関の名称及び主たる事務所の所在地	事業所の名称及び所在地	変更事項	変更内容		自立支援医療の種類
			変更前	変更後	
医療法人平和会 鹿児島市上之園町 21 番 7 号湖城ビル 1 F	平和会訪問看護ステーション紫原 鹿児島市紫原七丁目 18-28	事業所の名称	平和会訪問看護ステーション	平和会訪問看護ステーション紫原	精神通院医療
		事業所の所在地	鹿児島市上之園町 21 番 7 号湖城ビル 1 F	鹿児島市紫原七丁目 18-28	
医療法人常清会 鹿児島市南新町 1-29	訪問看護ステーションシエル 鹿児島市紫原一丁目 25-18-1 号	事業所の名称	訪問看護ステーションおぞら	訪問看護ステーションシエル	精神通院医療
株式会社ギズナ 出水市野田町下名 6322 番地 5	訪問看護ステーションかけはし 出水市野田町下名 6322 番地 5	医療機関の主たる事務所の所在地	出水市緑町 33 番 20 号安全ビル 202 号	出水市野田町下名 6322 番地 5	精神通院医療
		事業所の所在地	出水市緑町 33 番 20 号安全ビル 202 号	出水市野田町下名 6322 番地 5	
株式会社ジョイントライフ 霧島市隼人町真孝 2681 番地 3	訪問看護ステーションリカバリー 霧島市隼人町真孝 2681 番地 3	医療機関の主たる事務所の所在地	霧島市国分府中町 35 番 50 号	霧島市隼人町真孝 2681 番地 3	精神通院医療
		事業所の所在地	霧島市国分府中町 35 番 50 号	霧島市隼人町真孝 2681 番地 3	
ホームナースほほえみ合同会社 奄美市名瀬仲勝 630-5	訪問看護ステーションほほえみ 奄美市名瀬有屋町 29 番地 31-2 階	事業所の所在地	奄美市名瀬鳩浜町 311-8 コーポ花 201 号室	奄美市名瀬有屋町 29 番地 31-2 階	精神通院医療

鹿児島県告示第 907 号

介護保険法（平成 9 年法律第 123 号）第 41 条第 1 項本文の規定により、次のとおり指定居宅サービス事業者として指定した。

令和 2 年 10 月 20 日

鹿児島県知事 塩田康一

事業所		申請者			指定年月日	サービスの種類
名称	所在地	名称	主たる事務所の所在地	代表者の氏名		
訪問看護ステーションぷらす	始良市加治木町 木田2764番1	有限会社文月会	始良市加治木町 西別府2820番地 3	杉田 文彦	令和 2 年 9 月 1 日	訪問看護
いもーれ奄美訪問看護ステーション	大島郡瀬戸内町 大字手安字瀬戸 田原809-2	社会福祉法人淳涌界	愛知県弥富市又 八2-128-1	藤村 淳子	令和 2 年 9 月 4 日	訪問看護

鹿児島県告示第908号

介護保険法（平成9年法律第123号）第53条第1項本文の規定により、次のとおり指定介護予防サービス事業者として指定した。

令和 2 年 10 月 20 日

鹿児島県知事 塩田康一

事業所		申請者			指定年月日	サービスの種類
名称	所在地	名称	主たる事務所の所在地	代表者の氏名		
訪問看護ステーションぷらす	始良市加治木町 木田2764番1	有限会社文月会	始良市加治木町 西別府2820番地 3	杉田 文彦	令和 2 年 9 月 1 日	介護予防 訪問看護
いもーれ奄美訪問看護ステーション	大島郡瀬戸内町 大字手安字瀬戸 田原809-2	社会福祉法人淳涌界	愛知県弥富市又 八2-128-1	藤村 淳子	令和 2 年 9 月 4 日	介護予防 訪問看護

鹿児島県告示第909号

肥料取締法（昭和25年法律第127号）第12条第2項の規定により、次のとおり肥料の登録の有効期間を更新した。

令和 2 年 10 月 20 日

鹿児島県知事 塩田康一

登録番号	更新後の登録の有効期限	肥料の種類	肥料の名称	保証成分量 (%)	その他の規格	生産業者	
						氏名又は名称	住所
鹿児島県肥第1311号	令和 8 年 10 月 20 日	肉骨粉	牛肉骨粉 (1号)	窒素全量 8.0 りん酸全量12.0	その他の制限事項 は公定規格のとおり	有限会社 鹿児島油 脂工業	日置市伊 集院町寺 脇87番地

鹿児島県告示第910号

飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律（昭和28年法律第35号）第56条第1項及び飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律施行令（昭和51年政令第198号）第11条第3項の規定により、令和 2 年 8 月に収去した飼料若しくは飼料添加物又はこれらの原料の試験の結果の概要は、次のとおりである。

令和 2 年 10 月 20 日

鹿児島県知事 塩田康一

安全性に関する検査

製造事業場等の名称、法人番号及び所在地	収去場所及び法人番号	飼料又は飼料添加物の区分	飼料又は飼料添加物の名称	製造（輸入）年月	試験項目	違反の内容
				令和		

日和産業(株) 鹿児島工場 7140001002355 (鹿児島市)	(株) 入来運送 8340001008744 (薩摩郡さつま町)	ブロイラー肥 育後期用配合 飼料	ニチワ印プロ イラー肥育後 期用配合飼料 さつまプロイ ラー後期	2.8	重金属－ カドミウ ム, 鉛	無
		ブロイラー肥 育後期用配合 飼料	ニチワ印プロ イラー肥育後 期用配合飼料 さつまプレミ アム鶏仕上	2.8	重金属－ カドミウ ム, 鉛	無

注 違反の内容の欄には、認められた違反の内容、違反となった試験項目及びその試験値を記載してある。

栄養成分に関する検査

製造事業場等の 名称, 法人番号 及び所在地	収 去 場 所 及 び 法 人 番 号	飼料の名称	製 造 (輸 入) 年 月	試 験 項 目	違 反 の 内 容
南日本くみあい 飼料(株) 谷山工場 6340001004241 (鹿児島市)	同 左	くみあい配合飼料 鹿児島健咲後期M	令 和 2.8	栄養成分等－粗たん白質, 粗脂肪, 粗 繊維, 粗灰分, カルシウム, リン	無
		くみあい配合飼料 鹿児島いとこ仕 上M	2.8	栄養成分等－粗たん白質, 粗脂肪, 粗 繊維, 粗灰分, カルシウム, リン	無
		くみあい配合飼料 JA鹿児島黒豚用	2.8	栄養成分等－粗たん白質, 粗脂肪, 粗 繊維, 粗灰分, カルシウム, リン	無
		くみあい配合飼料 肉用牛育成用	2.7	栄養成分等－粗たん白質, 粗脂肪, 粗 繊維, 粗灰分, カルシウム, リン	無
		くみあい配合飼料 肉用牛繁殖用	2.8	栄養成分等－粗たん白質, 粗脂肪, 粗 繊維, 粗灰分, カルシウム, リン	無
		くみあい配合飼料 鹿児島黒牛極後期	2.7	栄養成分等－粗たん白質, 粗脂肪, 粗 繊維, 粗灰分, カルシウム, リン	無
(株) アクシー ズ 宮之城第二工場 5340001000258 (薩摩郡さつま 町)	同 左	チキンミール	2.8	栄養成分等－粗たん白質, 粗灰分	無
協同フィッシュ ミール工業 (株) 九州事業所志布 志工場 8010001014684 (志布志市)	同 左	60%フィッシュミ ール	2.8	栄養成分等－粗たん白質, 粗灰分	無
明治飼糧(株) 南九州TMRセ ンター 4010001138693 (志布志市)	同 左	明治配合飼料和牛 育成SP	2.8	栄養成分等－粗たん白質, 粗脂肪, 粗 繊維, 粗灰分, カルシウム, リン	無

注 違反の内容の欄には、栄養成分等の表示量に対して過不足があった場合はその成分名、試験値及び過不足の量を、原材料について違反があった場合はその内容を記載してある。

鹿児島県告示第911号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、曾於市長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があった。

令和 2 年 10 月 20 日

鹿児島県知事 塩田康一

- 1 作業の種類 公共測量（基準点測量）
- 2 作業の期間 令和 2 年 10 月 12 日から同年 11 月 20 日まで
- 3 作業の地域 曾於市末吉町

鹿児島県告示第912号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、国土交通省九州地方整備局大隅河川国道事務所長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があった。

令和 2 年 10 月 20 日

鹿児島県知事 塩田康一

- 1 作業の種類 公共測量（航空レーザ測量）
- 2 作業の期間 令和 2 年 10 月 26 日から令和 3 年 2 月 26 日まで
- 3 作業の地域 鹿児島市桜島地区

鹿児島県告示第913号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、次のとおり道路の区域を変更した。

なお、区域を表示した図面は、令和 2 年 10 月 20 日から 2 週間、鹿児島県土木部道路維持課において一般の縦覧に供する。

令和 2 年 10 月 20 日

鹿児島県知事 塩田康一

道路の種類	路線名	変更の区間	変更前後の別	敷地の幅員 (メートル)	敷地の延長 (メートル)
県道	志布志福山線	曾於市大隅町月野字下大久保3483番1地先から3482番1地先まで	前	15.4～18.2	50.6
			後	10.0～12.0	50.6

南薩地域振興局告示第7号

児童福祉法（昭和22年法律第164号）第21条の5の3第1項の規定により、次のとおり指定障害児通所支援事業者として指定した。

令和 2 年 10 月 20 日

南薩地域振興局長 大山浩昭

事業所		申請者			指定年月日	障害児通所支援の種類
名称	所在地	名称	主たる事務所の所在地	代表者の氏名		
児童発達支援事業所ぶらんこ	南九州市穎娃町牧之内2924番15	社会福祉法人藤蔭福祉会	南九州市穎娃町郡1390番地	佐藤 一洋	令和 2 年 4 月 1 日	児童発達支援

南薩地域振興局告示第8号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第29条第1項の規定により、次のとおり指定障害福祉サービス事業者として指定した。

令和 2 年 10 月 20 日

南薩地域振興局長 大山浩昭

事業所		申請者			指定年月日	障害福祉サービスの種類
名称	所在地	名称	主たる事務所の所在地	代表者の氏名		
スマイルフィット	枕崎市東本町14 三愛ビル1F	鹿児島総合サービス株式会社	鹿児島市田上七丁目17番3号メゾンシルク206	瀬ノ口秀明	令和2年 9月1日	就労継続支援B型
福祉作業所しゅうこう	南九州市知覧町 塩屋19020番地	特定非営利活動法人薩摩之國	南九州市知覧町 塩屋19020番地	大隣 秀雄	令和2年 9月1日	就労継続支援B型

始良・伊佐地域振興局告示第32号

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号の規定により、次のとおり道路の位置を指定した。

令和 2 年 10 月 20 日

始良・伊佐地域振興局長 中野功久

指定の年月日	申請者の住所及び氏名	指 定 道 路		
		位 置	延 長 (メートル)	幅 員 (メートル)
令和2年 9月28日	始良市加治木町反土1860番地12 井上勝巳	始良市加治木町反土字萩原屋敷2842番7及び2842番17	44.50	6.00

公 告

令和 2 年度ふぐ調理師試験公告

ふぐの取扱いの規制に関する条例（昭和35年鹿児島県条例第22号）第10条第1項の規定により、令和2年度ふぐ調理師試験を次のとおり実施する。

令和 2 年 10 月 20 日

鹿児島県知事 塩田康一

- 1 試験の日時
令和3年2月2日（火）午前10時から午後5時まで
- 2 試験の場所
かごしま県民交流センター（鹿児島市山下町14-50）
- 3 試験の方法及び試験科目
 - (1) 筆記試験
ア 食品衛生大意（水産食品の知識を含む。）
イ 公衆衛生大意（法規を含む。）
 - (2) 実地試験
ふぐの処理及び鑑別に関する実技
- 4 受験資格
 - (1) 調理師法（昭和33年法律第147号）第3条の規定により調理師の免許を受けた後、県内の知事が指定したふぐを取り扱う施設において、ふぐ調理師の指導のもとに1年以上ふぐの処理に関する知識及び技能を習得した調理師
 - (2) (1)に掲げる調理師以外の調理師で、知事が(1)に掲げる調理師と同等以上のふぐの処理に関する知識及び技能を習得していると認めるもの
- 5 試験手数料
13,500円
- 6 受験手続
 - (1) 提出書類等

ア 所定の受験願書

イ 調理師法第 5 条第 3 項の調理師免許証の写し

ウ 写真（出願前 6 月以内に撮影した脱帽正面上半身像の名刺型（縦 7 センチメートル、横 5 センチメートル）のもので、裏面に氏名を自書したもの）

エ 所定のふぐの処理知識技能習得証明書

4 の(1)に掲げる施設（知事がこれと同等と認める県外の施設を含む。）において、1 年以上ふぐの処理に関する知識及び技能を習得したことを証する直接指導したふぐ調理師（これに相当する資格を有する者を含む。）の証明書

(2) 提出書類等の提出先

受験希望者の居住地を管轄する各保健所（鹿児島市又は県外に居住する者にあつては、鹿児島県くらし保健福祉部生活衛生課（鹿児島市鴨池新町 10 番 1 号 郵便番号 890-8577））

なお、郵送の場合は、封筒の表面に「ふぐ調理師試験受験願書在中」と朱書し、書留郵便とすること。

(3) 試験手数料の納付方法

受験願書提出の際、鹿児島県収入証紙により納付すること（鹿児島県収入証紙は消印しないこと。）。

なお、提出書類等を受理した後は、試験手数料は返還しない。

7 提出書類等の受付期間

令和 2 年 11 月 9 日（月）から同月 27 日（金）までのそれぞれの日（県の休日を除く。）の午前 8 時 30 分から午後 5 時 15 分までとする。

なお、郵送の場合は、令和 2 年 11 月 27 日の消印のあるものまで受け付ける。

8 受験願書等の用紙の交付

受験願書及びふぐの処理知識技能習得証明書の用紙は、鹿児島県くらし保健福祉部生活衛生課及び県の各保健所において交付する。

なお、同用紙を郵便により請求するときは、宛先及び郵便番号を明記し、84 円分の切手を貼った返信用封筒を同封すること。

9 合格者の発表

合格者に対し郵送により合格証書を交付するとともに、合格者の受験番号を鹿児島県のホームページ（<https://www.pref.kagoshima.jp/>）において掲示する。

10 その他

試験に関する照会は、鹿児島県くらし保健福祉部生活衛生課（電話 099-286-2788）又は県の各保健所に対して行うこと。

.....

一般競争入札公告

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 234 条第 1 項の規定により、物品等の購入について、次のとおり一般競争入札（以下「入札」という。）を行う。

令和 2 年 10 月 20 日

鹿児島県工業技術センター所長 瀬戸口眞治

1 入札に付する事項

(1) 購入をする物品等の名称及び数量

電波暗室 一式

(2) 購入をする物品等の特質等

入札説明書による。

(3) 納入期限

入札説明書による。

(4) 納入場所

入札説明書による。

2 入札に参加する者に必要な資格

次に掲げる要件のいずれにも該当する者であること。

- (1) 物品の購入等に係る競争入札参加資格審査要綱（昭和52年鹿児島県告示第166号。以下「資格審査要綱」という。）第3条第3項の規定により入札参加資格を有すると決定された者であって、当該資格を入札書の提出期限の時点で有するものであること。
 - (2) 入札書の提出期限の時点で資格審査要綱第2条第1項各号のいずれにも該当しない者であること。
 - (3) 納入しようとする物品の機能等証明書を令和2年11月13日午後5時までに4の(2)の場所に提出し、当該物品を納入することができることを証明した者であること。
なお、機能等証明書を発売予定の物品で提出する場合は、1の(1)の物品を要求仕様書の示す納入期限までに納入することができる旨の当該物品製造元の証明書を併せて添付すること。
また、提出した機能等証明書について説明を求められたときは、これに応じなければならない。
- 3 入札に参加する者に必要な資格を有するかどうかの審査の申請の方法、時期、場所等
- 入札に参加しようとする者で2の(1)に該当しないものは、次に掲げるところにより、資格審査要綱に基づく知事の資格審査を受け、入札参加資格を得なければならない。
- (1) 申請の方法
資格審査要綱第2条第2項に規定する入札参加資格審査申請書に同項各号に掲げる書類を添付して、直接又は郵便若しくは民間事業者による信書の送達に関する法律（平成14年法律第99号）第2条第6項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第9項に規定する特定信書便事業者による同条第2項に規定する信書便（以下「信書便」という。）により提出するものとする。
 - (2) 申請書類の入手・提出場所及び申請に関する問合せ先
鹿児島県出納局管財課調達係
鹿児島市鴨池新町10番1号 郵便番号 890-8577
電話番号 099-286-3826
ファックス番号 099-286-5643
 - (3) 申請書類の受付期間
令和2年10月20日から同年11月18日までのそれぞれの日（県の休日を除く。）の午前8時30分から午後5時までとする。
なお、受付期間の終了後も随時受け付けるが、この場合には入札参加資格審査が入札に間に合わないことがある。
- 4 入札の方法等
- (1) 入札書の記載
落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札に参加する者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。
 - (2) 入札書の提出場所
鹿児島県工業技術センター庶務部
霧島市隼人町小田1445番1号 郵便番号 899-5105
 - (3) 入札書の提出方法
(2)の提出場所に持参し、又は郵便若しくは信書便により送付すること（郵便又は信書便により送付する場合は、配達を証明することができる郵便又は信書便とすること。）。
 - (4) 入札書の提出期限
令和2年12月8日午後5時（郵便又は信書便により送付する場合は、同期限までに必着のこと。）
 - (5) 開札の日時及び場所
ア 日時 令和2年12月9日午前10時
イ 場所 鹿児島県工業技術センター（1階）研修室

- (6) 入札説明書
- ア 入札に参加するために必要な関係書類その他入札に関する詳細な事項は、入札説明書による。
- イ 入札説明書の交付場所及び交付期限
- (㊦) 交付場所 (2)に同じ。
- (㊧) 交付期限 令和 2 年 11 月 13 日 午後 5 時
- 5 契約条項を示す場所及び期限
4 の(2)及び(6)のイの(㊧)に同じ。
- 6 入札及び契約の手続において使用する言語及び通貨
日本語及び日本国通貨とする。
- 7 入札保証金及び契約保証金
- (1) 入札保証金
見積もる契約金額の100分の 5 以上の金額を、入札説明書に定める方法により、入札書の提出期限までに納付すること。ただし、次のア又はイのいずれかに該当するときは、入札保証金の納付が免除される。
- なお、入札保証金は、入札終了後還付する。ただし、落札者には、契約締結後還付する。
- ア 入札に参加しようとする者が、入札保証金以上の金額につき、保険会社との間に県を被保険者とする入札保証保険契約を締結し、当該入札保証保険契約に係る保険証券を提出したとき。
- イ 入札に参加しようとする者が、過去 2 箇年の間に国（独立行政法人を含む。）又は地方公共団体とこの入札に付する事項と種類及び規模をおおむね同じくする事項に係る契約を 2 回以上にわたって締結し、かつ、これらを全て誠実に履行したことを証する書面を提出したとき（その者が落札した場合において、契約を締結しないこととなるおそれがないと認められるときに限る。）。
- (2) 契約保証金
契約担当者が指定する日時までに、契約金額の100分の10以上の金額を、入札説明書に定める方法により納付すること。ただし、次のア又はイのいずれかに該当するときは、契約保証金の納付が免除される。
- なお、契約保証金は、契約履行後還付する。
- ア 契約の相手方が、契約保証金以上の金額につき、保険会社との間に県を被保険者とする契約保証保険契約を締結し、当該契約保証保険契約に係る保険証券を提出したとき。
- イ 契約の相手方が、過去 2 箇年の間に国（独立行政法人を含む。）又は地方公共団体とこの契約に付する事項と種類及び規模をおおむね同じくする事項に係る契約を 2 回以上にわたって締結し、かつ、これらを全て誠実に履行したことを証する書面を提出したとき（その者が契約を履行しないこととなるおそれがないと認められるときに限る。）。
- 8 入札の無効
次の(1)から(8)までのいずれかに該当する入札は、無効とする。
- (1) 入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札
- (2) 2 以上の入札書（代理人として提出する入札書を含む。）による入札
- (3) 入札金額が加除訂正されている入札書による入札
- (4) 入札要件の判明できない入札書、入札金額以外の記載事項の訂正に押印のない入札書又は入札者の押印のない入札書による入札
- (5) 記載した文字を容易に消字することのできる筆記用具を用いて記載した入札書による入札
- (6) 民法（明治29年法律第89号）第95条に規定する錯誤による入札であると入札執行者が認めた場合の入札
- (7) 入札保証金の納付がない場合又は納入金額が過少の場合の入札
- (8) その他入札に関する条件に違反したと認められる者のした入札
- 9 落札者の決定の方法
有効な入札書を提出した者で、予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって申込みをし

たものを落札者とする。

10 最低制限価格

設定しない。

11 契約書案の提出

落札者は、落札決定通知を受けた日から 5 日以内に、記名押印した契約書の案を提出しなければならない。

12 仮契約の締結

本物品等の購入に係る契約の締結については、鹿児島県議会（以下「議会」という。）の議決を要するため、議決までの間は仮契約とし、議決を得たときに契約が成立するものとする。

(1) 仮契約締結後、議会の議決までの間に、落札者が地方自治法施行令第167条の4第1項の規定に該当することとなった場合又は指名停止を受けた場合は、契約担当者は仮契約を解除することができる。

(2) (1)により仮契約を解除した場合は、県は一切の損害賠償の責めを負わないものとする。

13 入札及び契約に関する事務を担当する部局の名称並びに問合せ先

鹿児島県工業技術センター庶務部

霧島市隼人町小田1445番1号 郵便番号 899-5105

電話番号 0995-43-5111

ファックス番号 0995-64-2111

14 その他

この調達は、世界貿易機関（WTO）に基づく政府調達に関する協定の適用を受ける。

15 SUMMARY

(1) NATURE AND QUANTITY OF THE PRODUCTS TO BE HIRED:

Anechoic chamber:1Set

(2) DELIVERY PERIOD:

Specified in the bid explanation form

(3) DELIVERY PLACE:

Specified in the bid explanation form

(4) TIME LIMIT FOR TENDER:

5:00 p.m. 8 December 2020

(5) CONTACT POINT FOR THE NOTICE:

Kagoshima Prefectural Institute of Industrial Technology

1445-1 Oda,Hayato-cho,Kirishima City,Kagoshima Prefecture 899-5105 Japan

TEL 0995-43-5111

FAX 0995-64-2111

公安委員会告示

鹿児島県公安委員会告示第107号

風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第20条第4項の規定により申請のあった次の遊技機は、遊技機の認定及び型式の検定等に関する規則（昭和60年国家公安委員会規則第4号）第6条の遊技機の型式に関する技術上の規格に適合していると認めた。

令和2年10月20日

鹿児島県公安委員会委員長 増田吉彦

遊技機の種類	型式名	製造者の氏名又は名称	検定番号
ぱちんこ遊技機	PモモキュンソードGC250A	株式会社ソフィア	0P0983
ぱちんこ遊技機	PJAWS3H1AZ5Y	株式会社平和	0P0918
ぱちんこ遊技機	P真黄門ちゃま9YU1Y	株式会社平和	0P0931
回胴式遊技機	Sパチスロ頭文字D XR	タイヨーエレクトリック株式会社	0S0903